

一般社団法人Kidsサポートデザイン定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人Kidsサポートデザインと称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

(目的)

第3条 当法人は、発達に障がいや特性のある子どもたちがのびのびと自分らしく育つ環境をつくることを目的とし、次の事業を行う。

- (1) 発達に障がいや特性を持つ子どもの保護者に対するワークショップ
- (2) 発達に障がいや特性を持つ子どもの支援者に対するワークショップ
- (3) 発達に障がいや特性を持つ子どもの支援者に対するコンサルティング
- (4) 発達に障がいや特性を持つ子どもの保護者等のコミュニティ育成
- (5) 企業及び社会に対する啓発活動
- (6) 前各号に附帯又は関連する事業

(公告)

第4条 当法人の公告は、電子公告により行う。

第2章 社 員

(入社)

第5条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

2 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、理事の承認を得るものとする。

(社員の資格喪失)

第6条 社員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 総社員の同意があったとき。

(退社)

第7条 社員は、いつでも退社することができる。

(除名)

第8条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な理由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)第49条第2項に定める社員総会の特別決議によりその社員を除名することができる。

(社員名簿)

第9条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

第3章 社員総会

(社員総会)

第10条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第11条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事が招集する。

(決議の方法)

第12条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

(議決権)

第13条 社員は、各1個の議決権を有する。

第4章 役員

(員数)

第14条 当法人に、理事2名以上6名以内を置く。

(役員を選任)

第15条 理事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。

(役員を解任)

第16条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

第5章 基金

(基金の拠出)

第17条 当法人は、社員又は第三者に対し、一般法人法第131条に規定する基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集)

第18条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事が決定するものとする。

(基金の拠出者の権利)

第19条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

(基金の返還の手続)

第20条 基金の拠出者に対する返還は、定時社員総会における決議を経た後、理事が決定したところに従って行う。

第6章 計算

(事業年度)

第21条 当法人の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月末日までの年1期とする。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第22条 この定款は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(解散)

第23条 当法人は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議その他法令に定める事由によって解散する。

第8章 附則

(最初の事業年度)

第24条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成30年9月末日までとする。

(設立時の役員)

第25条 当法人の設立時理事は、次のとおりである。

設立時理事	森垣奈穂
設立時理事	坂本千奈
設立時理事	辻澤恵
設立時理事	福嶋有里
設立時理事	岩下亜希子

(設立時社員の氏名)

第26条 当法人の設立時社員の氏名は、次のとおりである。

森	垣	奈	穂
坂	本	千	奈
辻	澤	恵	
福	嶋	有	里
岩	下	亜	希子

(法令の準拠)

第27条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令によるものとする。

以上、一般社団法人Kidsサポートデザイン設立のためこの定款を作成し、設立時社員が次に署名押印する。

平成29年10月18日